

東京中央日本語学院 施設利用規約

当校のいずれの校舎でご受講いただく場合も、以下に定める施設利用規約をお守りください。また当規約に定めのないものについては各種パンフレット、スクールガイド等の定めによるものとし、いずれにも定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

禁止事項

- (1) 近隣テナントの迷惑となりますので、当校の敷地以外に立ち入らないでください。
受講生の方は屋上にお上がりいただくことはできません。また他テナント様の敷地あるいは staff only の標識のあるスペースには絶対に立ち入らないでください。
- (2) 当校及びトーシンビル、煉瓦館ビル、梅田ツインタワーズの設備・備品は大切に
お使いください。故意または過失により破壊または破損させた場合、弁償を頂きます。
- (3) 当校施設内では喫煙いただけません。喫煙は公共喫煙スペースをご利用ください。
東京校：信濃町駅改札口を出た左手の公共喫煙スペース
大阪校：阪急百貨店のレストランフロアの喫煙スペース
- (4) 他テナント様と共有して使用する給湯室・談話スペースはご利用いただけません。
- (5) トイレはキレイに利用してください。故障の原因になりますので、トイレに備え付けの
トイレットペーパー以外のものは絶対に流さないでください。
- (6) 施設内で公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為や暴力行為、あるいは物品の売買を
することは禁止です。またペットを連れて入館することはできません。
- (7) 当校敷地以外では他のテナント様に迷惑とならないよう、談笑や歓談はしないでくださ
い。また当校敷地内であっても、他の受講生に配慮し、大きな声での談笑や歓談はしな
いでください。
- (8) 廊下や他テナント様との共有スペースではご飲食は禁止です。教室でご飲食ください。
また、汁物やにおいの強い食べ物の持ち込み及び飲食はしないでください。
- (9) 東京レンガ館ビルでは受講生はエレベーターの使用を禁止します。
東京トーシンビルではエレベーターをお使いいただけますが、混雑している場合は、ご
高齢の方・懐妊されている方・歩行困難な方にお譲りいただき、必要に応じて階段を利用
するなどのご配慮をお願いします。
* レンガ館ビルではケガなどでどうしてもエレベーター使用が必要な方は、
事前に職員までご相談ください。
- (10) 施設の開放時間以外は施設内に立ち入らないでください。
- (11) ゴミは必ずTCJが設置するゴミ箱に入れるか、自宅にお持ち帰りください。床に放置
することは絶対にしないでください。

上記の事象あるいはそれに類する行為が行われた場合、規約違反として契約を強制的に解除させていただきます、継続して当校でご受講いただくことはできなくなることがあります。その場合、お納めいただいた学費及び全ての諸費用は返却することはできません。当校のサービスをご受講いただくにあたり、上記の利用規約を十分にお読みいただいた上でお申込みくださいますようお願いいたします。

本学院の名称及び所在地

(名称)TCJ 東京中央日本語学院

(学院長)中澤匠

(住所)< 東京信濃町トーシンビル校>

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 トーシン信濃町駅前ビル4-6階

< 東京信濃町煉瓦館校>

〒160-0016 東京都新宿区信濃町35 煉瓦館2階

< 大阪校>

〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1 大阪梅田ツインタワーズ・ノース21F

(電話)東京:03-3354-5001(代表・留学)

03-3354-5051(ROC)

03-3354-5005(養成)

大阪:06-6365-3665(養成)

(FAX)東京:03-3354-5002